

日本に於ける「字訓」の力

高松政雄

- 一 序
- 二 日本に於ける字訓
朝鮮に於ける諺文
- 三 越南に於ける字喃、ローマ字
- 結「字訓の力」

一

曾て所謂漢字文化圏と称せられし事のある、その三つの国の中で、朝鮮、並びに越南は、中世期以降、漸次その漢字の桎梏より脱し、遂にはそれと訣別し果す方向に向かうに對し、独り我が国のみでは、寧ろ逆にそれを墨守し続けている。これは周知の事実である。が、現今にては、その宗家中国にありてさえも、漢字は、漢語拼音字母と併用されて、必ずしも最早それ一点張りにてはあらぬ趨勢下にある位である。無論、その中国の将来は軽々には卜し得ず、万が一の事態も予断し難きも、本来の漢字の運命なる相下に於いて之を觀ずるに、これは断じて往時の権力は保持し難くして目下は漸微の途を辿りつつあると言つべき事となる。されば、さる中に於ける我が国の事情は、就中に際立つものである⁽¹⁾。それは、發生史的に見れば、外国の文字たりしものを、自家葉籠中の国字宛らのものとして縦横に

駆使するが故にである。加之、それにて至極当前と考えて、恬然たるところがある。これは抑々、那边にその因が求め得るのであるか。この事は、我々としては、余りにも自然であるとして、普通は識闕には上らぬ事に属す。されども、さる常識の奥も一旦は割剔してみなければならぬ。其処にこそ、我が国に於ける漢字の真相が認知し得る可能性が存すると思しきからである。

但し、斯かるが如き問題を論うは、決して事新しき事ではない。既にして、一般の漢字論の範疇内では、幾人かに依りて一再ならず言及され来たつておる。にも拘らずに、さるものをしも今更らしく茲に私が記すには、その所以が存するのである。それは、今を去る十年前—十年一昔—、昭和58—59年(1983—1984)、私が印度尼西亞国立パジャジャラン大学客員教授たりし時、その大学の日本語文化祭にて行いし学術講演「漢字の力—日本学の基盤—」に対する質疑に端を発する。その際の講演の要旨は、標題の儘に、日本学 Japalogie を極めるのその基盤は、一に掛かつて「漢字」にある、「漢字」の理解力如何にある。換言せば、日本学研究の基盤、要諦は、須らく漢字に強かるべし、の一言に尽きる、というものである⁹⁾。そして、その帰結を導出する過程にて、日本に於ける漢字の有り様を説き、それが、最早、名目上は「漢字(中国の字)」たりとは言い、実質的には「日本字(和字)」と言い得るまでに我が国人の意識内に普遍的である。しかも、これは、他の二つの漢字文化圏では、既述の如くに、脱漢字化現象を惹起せしめたのに正に反対の線を歩くものである。日本にとりての漢字とは、抑々、斯くの如き相貌を有するものである。云々。さて、講演を終えると、彼土の一学生より質問が出た。曰く、何故に日本では、他の二国と同様に本来借り物である漢字をば、やはり同じき様に捨てんとする挙に出でざりしか、と。当時、これには迂闊にも私は咄嗟には正答し得なかつた。そを思えば今以て忸怩たるものがある。その場では、漢字と日本語との相性のよき事を云為せしのみである。爾来、この点は、自らの、解明すべきの問題として背に負い込んで来た。それに対する解決は臆てなし得るが如くに至れるも、それを表明する事はこれまでにその機を逸していた。かるが故に、今、それを、旬年の時の経過を

契機として、纏めて置くべく茲に本稿を草する次第なのである。

因みに記し置くに、本題に関係する範囲にては、私としては先に二編を物している。即ち、一は、「漢字音史序」(岐阜大國語国文学部)に於いて、我が國に漢字の入り来し諸般の状況とそれに絡まる諸問題を見しものであり、二は、「日本語の表記法」(日本語学10・5)で、日本語の本性たる膠着語の表記に最適のものとして、漢字仮名混じり文を採るのその由来と所以、それを可能ならしめる因子を論ぜしものである。この辺りにて、事の本質には暗々裏にも迫りてはいるが、何れにしても、その主対象にはしておらぬ。従つて、今改めてこれらをも下地に置きつつ、当該問題に正対せねばならぬ事となる。

二

さて、漢字に就きての概論は、世上、数多きを算するが、その中、別して、その機能を分析し、さてしてそれを我が國語の天性と犀利に照合せる者に亀井孝がある。彼は、漢字の持つ諸要素の中、殊にその「訓」の本性を見事に剔抉し、以てこれこそが漢字の日本(語)化 Japansierung のための最大因素である、と断ぜるのである。この際の「訓」とは、所謂「字訓」であり、また、「和訓」でもある。これがしも、漢字と日本語との、断じて離れ得ぬ合体の粘着剤、接着剤たるものである。斯くて、この These を眼前にせば、最早何も言うべきが無い。これが目下の問題に対する正解であるが故にである。されば、茲で答が出た以上、次下は画蛇添足の域に墮するの他はなきものとなる。けれども、右は更に敷衍して説き、その正に不動の真理である事を、広い視野に於いて確認して置く事が要請されるであろう。その意では、茲で新見の披露が別になされる訳でもなきが、いわば、纏めとしての整理を開陳するところ、本稿の *raison d'être* (Daseinsberechtigung) があると自認する。

ところで、その亀井が、その「訓」に就きての論を甚だ思弁的に展開せるは、「古事記はよめるか」なる、これまた極めて魅力的なる表題の下にである（『古事記大成』所収 昭和32年）。其処で、彼は、漢字本来の「義」と、日本語の「訓」の連繋関係とその異同を見、「日本に於ける漢字の、文字としての性格を根本的に変えたものは、"くん"（字訓）である」と論定する。即ち、彼士の「訓」は、宛然に我が方の「訓」にては非ざるのである。その「訓」の、彼我の用法の分析の挙げ句のこの結論には難点がない。その跡を擦る事は今は省して、その帰結の上に立って筆を進める。されば、我が「訓」は、彼士流なる、形・音・義三要素の中の一にはあらず、この中の「音」に編入せしめらるるの一要素である。つまり、その字音と共に、また字訓として、それよりして一定の漢字が指定し得る。例せば、「山」なる漢字は、音「サン」からでも、また等しく訓「やま」からでも、それとして選出し得る。この意味にあっては、この両者は、いわばその漢字の名前とも言つべきものである。それは、「や」と言う名の字の仮名、「ま」という名の字の仮名と一般である。反覆せば、「サン」という名の漢字、「やま」という名の漢字である。

反して、彼士では斯かる事はあり得ぬ。抑々、「訓」とは「説教也」である（説文）^③。それが、「訓ハ其ノ意ニ順ヒテ以テ之ヲ訓ズル也 訓 本 教訓ノ訓 引伸シテ 訓詁ノ訓ト為ス 爾雅ニ訓積有リ … 爾雅ノ訓積ハ尚是レ訓ノ狭義 広義ハ則チ一切ノ解説ノ称ト為ス」（胡漢安『中国訓詁学史』）。かるが故に、これは決して我が国風の「音」でもないし、また、その字の名前ともなる事はない。この彼我の乖離は顕著であり、また、大きい。逆説的には、斯く此処に訓を拉致し来たるまでの我が国人の苦闘の歴史、いわば、漢字の飼ひ慣らしの歴史が彷彿されるものでも、これはある。その相貌も亦、従前、説き明かされるが如くであるが、就中に橋本進吉は、例に依つてそれを平明に解して、**結局、「訓」とは「漢字の訳語として決まった日本語」、乃至、「漢字の表す中国語の意味―漢字の意味―の和訳である」と定義し（『国語学概論』）、そして、更にそれを一歩進めて、我が「字音」と「字訓」とは、日本の漢字の読み方の二種である、と言う（『文字及び仮名遣の研究』）。**

先の亀井の論は、この如き、師の説のより深化せる哲学の表明である。そして、その彼は此処を根幹として、以後、なお『日本語の歴史』(巻2 昭和38年)、また、『言語学大辞典』(巻2 昭和64年)等に於いて、この事の啓蒙、啓発に力める。それと云うのも、如上の事柄は、我が国文化史上での画期的なイベント *Epitome* であり、甚大なる意義を有するものであるはずなるにも拘らずに、これはそれに反比例の形を採って、却って、其処に無意識的、無反抗的のまにまに、古来より過ごし来たれるのが、我が国の通弊であるが故にである。なお、この点に就き云為するは、先述の如くに、何も右の如きのみにては留まらぬ。他にも、殆ど自明の事として必ず言及はされる。されど、その受け手には少しも響かぬが如くである。それ程にこの事態は余りにも当前の域に夙に達せるのである。その証左に、この当の「漢字」自体が既に名詮自性としては、彼土のものなりとの認識を有して然かるべきに、それすら極度に稀薄になり至っている。その始源が忘却の彼方に放擲される程に、漢字の我が国字たるの意識の牢固たるが茲でも再確認されるのである。

ところで、この如くに、字訓に対する開眼の途を開かしたものは、遠き昔、我が国に文字の無き時代に、海彼より渡来せる帰化人達であった。所謂漢字文化圏所屬の朝鮮半島の人々は、早くには漢字の訓読の伝統を有していたとされる(李基文『韓国語の歴史』)けれども、何と言い条、その漢字の本家中国とは陸続きであり、ために、常時、その国の動静に直に支配され、その学問も行き亘れば亘る程に、その本国の力が強度に働いて、何時しか、その漢字使用も訓読を離別して、専らに中国風に、つまり、音読一辺倒になり至った⁽⁴⁾。中国の直接の影響力の強さに、自国の慣習も席捲されたのである。

その朝鮮の言語は、日本語と大いに近似するアルタイ語系のものであるが、その音節構造の面では中国語とは合わぬところがある―これが私に言う「相性」―。即ち、その言語には、閉音節もあり、二重末音等も存して、それらに正に適合する漢字が見出だし難き事がある。それに、また、茲では、母音、子音がそれぞれに自己主張するが故

に、日本語の如くには子音と母音とが融合して、一音節と容易にはなり得ぬ場合もある。例えば、国語の特殊音節を有するもので、「本 ホン」は、我が方ではホンとはなるも、朝鮮語ではホンとなつて、真中の中声は対等の資格で、初声hにも、終声Nにも結び付く、と言う（『言語学大辞典』巻2）。要は、我が国の如くに、いとも単純なる子音十母音構造にては非ざるのである。困りて、後の諺文制定の際のその音韻理論にありても、その如きの音節の分析の面に、中国との決定的な差異を見せる結果となる。即ち、中国での声母と韻母との二分法に対して、朝鮮のは、初中・終声なる三分法を採るものである。

その諺文の創制は、右の如き中国支配からの脱却を企図したものらしい。或意味では、漢字文化への反発であり、一種の文化的な独立運動でもそれはあった、と目される。その事は、朝鮮王朝が率先して、中国文化との正しき対応関係を求めんがための手段として、世宗直々の登場（1433年）という事に徴して、首肯され得る。而して、その前言には曰く、

国ノ語音 中国ニ異ル 文字ト相流通セズ 故ニ 愚民 言ハント欲スル所アリテモ終ニ其ノ情ヲ伸ベ得ザルコト多シ 予 此レガタメニ憫然タリ 新タニ二十八字ヲ制シテ 人々ヲシテ日用ニ習便シ易カラシメント欲スと。斯くの如くにして遂に堂々と中国漢字の向こうを張つた次第である。されど、実際的には、「小中華」とも自称する彼の国の慕華思想の浸透下において、全般的に極めて守旧的であつたがため、その一般化には相当の時間を要せるは、我々のよく知るところである。これは、甚だ合理的に出来ており、その口頭語としての朝鮮語を宛らに全面的に文字化し得る、久しき民族願望を達成せしものとして高き評価を受けているものである。が、茲で、漢字文化圏の一つは、その、或意味での呪縛（禪語を使わば、圈縲、また、圈套）から脱却し出だせし事となる。

なお付帯して言うに、中国文（漢文）の訓読は、その文化圏で、外に、高昌（西域。今の新疆省吐魯番）トルファン（地方）のあるらしい。「文字モ亦華夏ニ同シ 兼ネテ胡書ヲ用フ 毛詩 論語 孝經 …之ヲ習ヒ読ムト雖モ 皆胡

三

次いで、同じく漢字の軌道を外れ行くは、越南である。この言語は、未詳の点も存するけれども、先ずは南亞語系 Austro-asiatische に属して、中国語と同じく声調語であり、孤立語であるが如くである。その国情は、前の朝鮮に相似るところもあるが、実質的には朝鮮程の厳しい漢化は免れていた、とされる。それに、その言語が余りにも中国側に似通う点が強きがために、その訓読法は発達しなかつた⁽⁵⁾。代わりて、その漢字を基盤に置いて、13・14世紀辺りよりして、字喃(チュ・ノム *chunom*)なる擬似漢字(王力は「仿照漢字造成的越字」と言う―『漢語史論文集』)が製作された。これは、漢字のチュ・ニョ(儒の文字 *chunyo*)に対する、話し言葉の文字を標榜せるものである。しかしながら、それは、元の漢字の省文(省画字)ならぬ、繁文(繁体字)であつた。これでは如何としても庶民の文字と相成る事は出来ぬ。逆に其処に、漢字―文字の支配者層の誇示、乃至、眩耀、眩惑の意図が明白に露呈される位である。しかれば、それは文字史上の一記念たるに留まるしかない。されば、真の話し言葉を反映するには、別途に求められねばならぬ。そして、それは改めて、17世紀の仏人宣教師ロード Alexandre de Rhodes (1591～1660)に依るローマ字に俟たれたのである。それが大衆化するのには、これまたかなり後れて19世紀の事となるが、これにて、またもや一つ、漢字文化圏からの漢字脱落が惹起する。さては残るは、唯々、我が日本となるばかりなのである。

序でに記し留めるに、右の朝鮮、越南では、漢語の虚詞も全て音読され、それが日用語にまで介入している、と言ふ。我が国にては斯かる事は一切無い。虚詞は総て訓読するが故にである。その若干の例示⁽⁶⁾。

朝鮮―不可不(ブルガブル 是非共) 甚至於(シンシアァ 甚だしきは) 不得不(ブドウブル 止むなく)

越南—何必（ハータット とは限らぬ） 仮使（ジアスー 若し） 不得已（プツタクジ 止むを得ず）

斯くては、我が国に再び巡り帰つて来る事となる。その我が国は、漢字宗家の中国とは海を隔てて対するという地理的關係上、その文化が当初、朝鮮半島なる一クツツを置いて、緩やかに且つ間断的に流入して来る。因りて、その間にじつくりと（漫々地）漢字を馴化するの余裕が存したのである。それに、その言語の開音節たるに依りて、その音節の可能な組み合わせは有限であり、それを記すにさしたる大量の漢字を要せぬ。さる幸運に恵まれて、畢竟はその本字を土台とせる仮名文字を案出し得た。さては、さる、その真名・仮名の両者で以てして、我が詞十辞なる膠着語に旨く適合させて行き得たのである。これは、冒頭に言いし、その国語と漢字との相性のよさの謂に外ならぬ。その漢字仮名混じり文の前身には、視覚に訴える限りとしては漢文なるも、これを我が国語にて音的言語に還元せば、それは正に日本語に他ならぬ、という世にもユニークなる訓読文がある。この訓読は、先にも強調せる我が国みの特長であるが、これにはまた、本来、漢字自身が、字語 character word であり、形態素音節文字 morpheme syllable writing である点が大いに寄与しているのである。我が方に於ける漢字の撰取には、この如くにして幾重もの要因が悉皆よき方向にて重畳する。その果をしも現今吾人は享受し続ける次第である。

ところで、右には、必ずしも新しき見解が出だされている訳ではなきも、私の心算では、その一昔前の宿題—日本語は何故に漢字を捨てざりしか—に斯くは答えを示して置かねばならぬのである。結果は、諸説の祖述の観無きにも非ずではあるけれども。私としては、その往時の講演にて、漢字の形・音・義三要素の内、後二者を、「形式上、二つの要素なるも、実は日本に於ける漢字の用法という観点よりすれば、そは一に撰し得るものとなる。それは、…この両者は日本的には音・訓なる、漢字の読み方という一元的レベルに収斂し得るからである」と把握している。しかも、次いで、訓読の真意にも突っ込んで行く。ここらの限りでは、それは正鵠を射たものとなつてはいるが、其処で

はなお他の二国、朝鮮、越南の事情に必ずしも明かるくはなかったがために、その押さえが完全ではなかった。従って、それは、いわば九仞の功を一簣に欠くの爲体に終始せる、と自己評価せざるを得ぬものであった。さるものを茲に今補完する。それは、一言にて道破せば、「字訓」の力にて、日本語は漢字を捨て得ざりしのである、となる。過去に捨てざりしのも事実なるも、真実は、さはしたくともし得なかつたのである。これは、今後とて蓋し同断であろう。即ち、未来永劫に捨て得ぬ宿命下にある。斯く、表題の「字訓」の力を締め括る事とする。これにて漸く清々として或開放感に浸り得るのである。

註

- (1) 倉石武四郎『漢字の運命』は言う、「中国で漢字が追放された時にも、日本はその保護者という名譽を荷うようになるかも知れない」と。
- (2) 漢字の力―日本学の基盤—Kemampuan dan Kekuatan Huruf Kanji Sebagai dasar untuk studi Japalogy (『我がインドネシア滞在記』—私家版—所収)
- (3) 広韻には、興味深くも「訓 誠也 男ニ教ト曰フ 女ニ訓ト曰フ」とある。玉篇では、「誠也 教也」である。
- (4) 音読する慣習は、恐らく、統一新羅の景德王の時(757年)に、地名を中国式の漢字二字に改名した等の事に依って、中国化が深まるにつれ、次第に一般化したものと思われる(李基文『韓国語の歴史』)。
- 参看。我が国の例。
和銅六年五月(713)畿内ト七道トノ諸国ノ郡・郷ノ名ハ好キ字ヲ着ケシム(統紀) 延喜五年〜延長五年(905〜927) 凡ソ諸国内ノ郡里等ノ名 並ビニ二字ヲ用ヒ必ズ嘉名ヲ取レ(延喜式)
- (5) 但し、ポーランドの言語学者フシチャーに依れば、その越南語でも訓読は行われた由である(『日本語百科大辞典』、前出、石塚の紹介)。
- (6) 藤堂明保『漢字とその文化圏』(中国語研究学習双書3)に依る。
- (7) 因みに註するに、その原初期に於ける国語の表記に就きて、かの Wenck は左の如くに言う。
七世紀の日本の文化的、政治的情况は、単なるその思想上の内容ではなくして、日本の文章を日本の文章として定着し得る

文字を求めていた。そして、それは、日本の言語構造に従う、少なくとも部分的には表音文字でなければならなかった。その際、自由に使える唯一のものは、しかしながら、中国の表語文字であったのである。

Die kulturelle und politische Situation Japans im 7. Jahrhundert verlangte eine Schrift, mit der man einen japanischen Satz als solchen und nicht nur seinen gedanklichen Inhalt fixieren konnte, und das musste nach der Sprachstruktur des Japanischen mindestens teilweise eine phonetische Schrift sein. Die chinesische logographische Schrift aber war das einzige, was nur Verfügung stand. — Japanese Phonetik § 432 —
そして、この如き事態の克服が爾後始まるのである。

〈補〉

参考事項として、徂徠学派、太宰春台の「倭読要領」(1788年刊)より少々茲に連関する所を抜き書きして置く。

凡ソ中華ノ書ヲ読ムハ中華ノ音ヲ以テ 上ヨリ順下ニ読テ 其ノ義ヲ得ルヲ善ントスレドモ 吾国ノ人ニシテ華音ノ読ミヲ習フ事容易ナラネバ 已ム事ヲ得ズンテ倭読ノ読ミヲナスナリ

倭読トハ日本ノ人ノ言語ナリ

凡ソ言語ノ道 中華ト吾国ト大イニ異ナリ 中華ノ書ハ中華ノ人ノ言語ナルヲ 日本ノ人ノ言語ニテコレヲ読メバ 日本

ノ人ノ言語ニ異ナル事無シ

学問ハ書ヲ読ムヨリ始マル 読書ノ法ニツアリ 一ツニハ華音ノ読ミ 二ツニハ倭語ノ読ミナリ

華音ノ読ミトハ 中華ノ人ノ如ク唐音ニテ上ヨリ下へ順直ニ読ミ下スナリ

倭語ノ読ミトハ 倭音倭訓ヲ用テ上下顛倒シテ読ムナリ